

あいさん事務所便り

残業 80 時間で立入り調査へ！ 政府の長時間労働抑制対策

◆「残業 80 時間」で立入り調査の対象に

政府は、労働基準監督官による立入り調査について、1 カ月の残業時間の基準の引下げ（100 時間→80 時間）を検討していることを明らかにし、新聞でも大きく報じられました。

長時間労働に歯止めをかけるため指導を強化し、子育て中の女性や高齢者が働きやすい環境を整えることがねらいで、対象者は 300 万人（2.7 倍）に拡大することが予想されています。

なお、法改正による規制強化などは見送る方向のようです。

◆「過重労働撲滅対策班＝かどく」を省内に設置

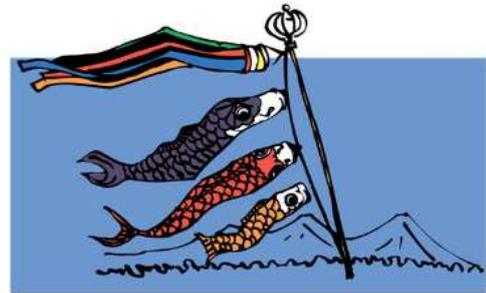
また、厚生労働省は違法な長時間労働に対する監督指導を強化するため、4 月 1 日に全国の労働局との調整を行う「過重労働撲滅特別対策班」（かどく）を省内に設けました。

さらに、「過重労働特別監督監理官」を全国 47 の労働局に 1 人ずつ配置し、態勢を強化しています。

同省は、労働基準監督官が不足していることから「悪質性、違法性の高い所を優先して監督指導を行う」方針のようです。

◆長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果

平成 27 年 4 月から 12 月までに 8,530 事業場に対して実施した、長時間労働が疑われる事業場（月 100 時間超の残業が疑われるもしくは過労死に関する労災請求があった事業場）に対する労働基準監督署による監督指導の実施結果が取りまとめられ、この結果、監督指導を行った 8,530 事業場のうち、半数を超える 4,790 事業場で違法な時間外労働が確認されたため、是正・改善に向けた指導が行われました。



なお、このうち実際に月 100 時間を超える残業が認められた事業場は、2,860 事業場（59.7%）でした。

◆長時間労働のない職場づくりへ

近年、職場では過労死防止や女性の活躍推進に向けた長時間労働の是正、そして柔軟な働き方が求められていますが、小売業など人手不足から長時間労働が常態化している業種は深刻な悩みとなっています。

また、上記のように 1 カ月の残業時間の基準の引下げが行われることによって、より一層注意して労働時間を適正に管理していかなければならなくなります。

企業にとっては今後も引き続き、長時間労働を減らすための体制作りや規定の見直しが必須と言えるでしょう。

厚労省が「戦略産業雇用創造プロジェクト」採択の 13 道府県を決定

◆目的は「雇用創出」

厚生労働省は安定的で良質な雇用を創造するため、製造業を中心とした地域独自の取組みを支援する「戦略産業雇用創造プロジェクト」の平成 28 年度の採択地域を、北海道、岩手県、群馬県、三重県、京都府、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島

県、福岡県、大分県、宮崎県の13道府県に決定し、公表しました。

◆労働局やハローワークを通じて支援

このプロジェクトは平成25年度から実施されているもので、県が提案した事業構想の中から、産業政策と一体となり、雇用創造効果が高い取組みをコンテスト形式で選び、年間10億円を上限に最大3年間、実施する費用の8割を補助するものです。

◆各道府県が取り組む事業のテーマ

今年度採択された事業構想は次の通りです。

1. 北海道：北海道の強みを活かした「食」「ものづくり」とこれからの「健康長寿」官民一体で拓くさらなる雇用創造へ
2. 岩手県：高付加価値型ものづくり技術振興雇用創造プロジェクト
3. 群馬県：はばたけ群馬 戦略産業雇用創造プロジェクト～次世代自動車・航空宇宙産業、医療ヘルスケア産業の成長を通じた雇用創出～
4. 三重県：次世代自動車関連技術の高度化と航空宇宙産業分野への進出に対応した雇用創造プロジェクト
5. 京都府：「京都次世代ものづくり産業雇用創造プロジェクト」＜セカンドステージ＞スマートシティ京都・クール京都の推進による企業の新事業創造・付加価値力向上支援
6. 和歌山県：紀の国わかやま戦略的成長力強化分野雇用創造プロジェクト
7. 鳥取県：「とっとり人材育成コミュニティ」形成による成長分野へのチャレンジ
8. 島根県：ものづくり産業と情報関連産業の振興を通じた雇用機会の増大
9. 山口県：ものづくり産業と情報関連産業の振興を通じた雇用機会の増大
10. 徳島県：とくしま新未来雇用創造プロジェクト～新素材、健康・医療、地域資源関連産業の振興による雇用創出～
11. 福岡県：福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクト
12. 大分県：大分県における戦略産業の振興を通じた雇用機会の増大
13. 宮崎県：みやざき産業成長加速化・雇用創造プロジェクト

2日

- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31日

- 軽自動車税の納付 [市区町村]
- 自動車税の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

今回は、政府の長時間労働抑制政策を取り上げました。長時間労働の抑制は、メンタルヘルス対策としても大切な点であり、中小企業の皆様も、今後ますます労務管理が重要となります。

この点、当事務所の弁護士は、産業カウンセラー、心理相談員 (中央労働災害防止協会) として、労務管理・メンタルヘルス対策にも注力して参りましたが、この度、メンタルヘルスマネジメント検定試験Ⅲ種にも合格いたしました。

今後とも、中小企業の皆様の労務管理・メンタルヘルス対策に対し、専門性の高い法的サービスを提供していく所存です。

5月の税務と労務の手続提出期限
[提出先・納付先]

